

○袋井市の機関に対してなされる公益通報の処理に関する要綱

平成21年3月31日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の行政機関に対しなされる公益通報の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 法第2条第1項に規定する労働者をいう。
- (2) 公益通報法 第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実法 第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を分掌する課及びそれに相当する組織をいう。

(所管課の役割等)

第3条 所管課は、労働者からの公益通報としてなされた通報を受けたときは、その通報を公益通報として処理することの適否を決定する。

2 所管課は、前項の適否の決定をするときは、当該通報した労働者（以下「通報者」という。）に、法の保護及び秘密の保護に関する対応について説明した上、氏名、連絡先及び所属並びに通報の内容について確認するものとする。

3 所管課は、前2項の規定により、公益通報として処理すると決定したときはその旨及びその処理として見込まれる終了までの期間を、公益通報として処理できないと決定したときはその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(権限を有する行政機関の教示)

第4条 公益通報が所管課でない課に対してなされたときは、当該課は、通報者に対して遅滞なく所管課又は当該通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関に関する教示をしなければならない。

(調査)

第5条 所管課は、公益通報について必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(措置)

第6条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認める場合は、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとる。

(調査の進捗状況等の通知)

第7条 所管課は、通報者に対し、必要に応じ、調査の進捗状況について通知するものとする。

2 所管課は、公益通報として処理する旨の通知をした後、通報された内容の事実に係る処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、当該通報の処理を中止し、その旨及び理由並びに調査等の経過を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

3 所管課は、調査の結果及びとった措置の内容を、通報した者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、通知すること自体が次項の配慮する事柄を侵すこととなる恐れがあるときは、この限りでない。

4 所管課は、前3項の通知をするときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(職員の義務等)

第8条 職務上公益通報としてなされた通報の秘密を知り得た職員は、その秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 職員は、自らが関係する公益通報の事案の処理に関与してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。